

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七十号

奈良県地方独立行政法人評価委員会条例及び奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県地方独立行政法人評価委員会条例の一部改正)

第一条 奈良県地方独立行政法人評価委員会条例(平成十八年六月奈良県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十一条第三項」を「第十一条第四項」に改める。

(奈良県職員に対する退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県職員に対する退職手当に関する条例(昭和二十八年十月奈良県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。